

農業委員会だより



発行 印西市農業委員会 編集 農業委員会だより編集委員会
〒270-1396 印西市大森2364-2
電話 0476-33-4707

瀬戸地区で第二の人生と決意をして新規就農に取り組む田丸さんをご紹介します

就農のきっかけについて

「いつか、自分で食べ物を作りたい」と言うのが小さい頃からの夢でした。サラリーマンとして勤めた約30年間も一貫して食べ物（特に農産物）の購買に携わってきました。その中で、国内や海外の産地を廻り色々な作物の買い付けを行い、「いつか何かを自分で」と思い描いていました。が、子供が独立した平成27年、53歳の夏に思い切って会社を辞め、就農活動を開始しました。その後、友人の紹介で市内の野菜直売所の武藤弘行さんと知り合うことができ、その伝手で平成28年には農業研修という形で、念願の野菜の栽培を開始しました。また、今年から瀬戸地区に約7反の畑を借りることができ、曲りなりに就農することもできました。これは、本当に良い人たちに巡り合えた結果で、運が良かったと感謝しております。

現在の農作業状況について

目下の課題は、先ずはまともに野菜を作ることです。日々問題が山積みとなつていきます。よって、一つ一つの答えを探す毎日ですが、イノシシなどの想定外の獣害にも時には苦しんでいます。今は露地野菜農家を目



新規就農に取り組む田丸さん

今後の取り組みについて

「50代からの食っていきける農業」と言う題名で本が書けるような取り組みを今後、目指しております。指していますが、就農1年生でもあり、今年は色々な野菜を片っ端から栽培して、前述の武藤さんに販売をお願いしている状況であります。今後は、量を作るメインの作物と少量多品種で作る作物を分けて栽培し、契約栽培を中心に、直売所への販売も併せて考えています。初心者のため、規格外の野菜もたくさんできてしまい、これらを毎日、食卓に並べて食べていると、自己満足とはなりません。自己満足を感じます。



収穫を手伝う田丸さんの奥様

(本を書くというのは冗談ですが) サラリーマンを辞めるにあたり一番問題だったのがやはり収入です。新規就農で、それなりの収入を得るためには、相当ハードルが高いということ。事前に色々調べて分かっていました。結果、子供が独立し、経済的な負担が少なくなり、体力には未だ余力のある50代前半が就農の期限ではないかと考えておりました。ただ、逆に言うと子育ても終わりひと区切りついた50代のサラリーマンの第二の人生の選択として、農業は非常に魅力ある職業だとも思っています。現状では、勿論経済的な自立はできておらず、妻のパート収入に依存していますが、2年後の平成31年末くらいまでには、損益分岐の見通しを立てて、妻と二人、何とか食べていきける農業を確立したいと考えています。市内の農家の皆様のご指導ご鞭撻をお願いいたします。

農地の耕作状況等に関する申告書の送付は行いません

耕作状況調査(通称8・1調査)については、これまで毎年、7月から8月にかけて市内全農家世帯に対し実施していましたが、**本年度からは申告書の送付は行いません。**

なお、今後は、農地台帳における世帯員の農業従事状況や営農の状況

などについて、修正が必要となった場合に農業委員会へ申し出ていただく

ければ、農地台帳を修正することといたします。

詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

農地の適正な維持・管理をお願いします！

農地に雑草等が繁茂している場合、周囲の土地所有者等に迷惑がかかります。

除草・耕運等を実施し、**適正な維持・管理**をお願いします。

相続税・贈与税の納税猶予を受けている方へ

納税猶予制度の適用農地が耕作放棄されていると、納税猶予が打ち切りとなります。

打ち切られた場合、猶予を受けている税額に加え申告期限からの利息税を納付しなければなりません。

農地転用、埋め立てについては許可が必要です

農地を農地以外のものに利用する場合や、農地を埋め立てする場合(客土を含む)は、農地法に基づく許可が必要です。また、使用目的によっては、都市計画法や、県又は市

の残土条例の許可を併せて取得する必要があります。自分の土地だからといって勝手に転用を行ったり埋め立てをせずに必ず、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

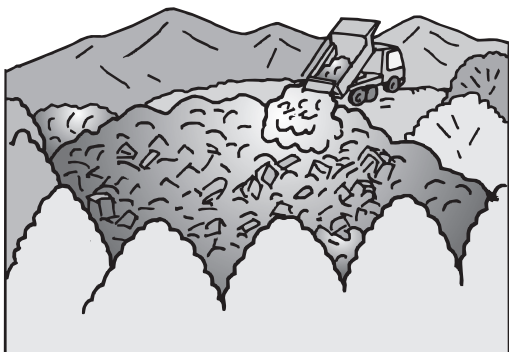
農地の埋め立てにご注意!!

最近、耕作していない田んぼや畑を狙い、「良い土があるので農地の埋め立てをしてあげます」などと言葉巧みに近寄り、農地の造成を勧める業者が見受けられます。

うまい話をもちかけ、産業廃棄物や放射性廃棄物・汚泥などを耕作に適さないものを埋められてしまったり、契約上のトラブルに発展してしまったりする事例も起きています。

一度埋め立てられてしまった農地を耕作できる状態に復元するには、多大な費用と時間がかかります。また、埋め立てにより道路や水路を破損した場合、周辺の農地に土砂の流出や土壌汚染などの被害が生じた場合、業者はもちろん、その誘いに乗ってしまった地権者も責任を問われます。さらに、農地へ復元できない場合は、農地法違反として訴訟・懲役・罰金等を受ける可能性もあります。

必要のない農地の埋立ては行わないことが望ましいのですが、やむを得ず行うときには、実績があり、信頼のおける業者を選び、工事の内容や施工期間を明らかにした文書による契約を交わしてください。被害にあわないためには、日頃の心掛けが大切です。農地の埋立てで失敗しないために、業者と約束(契約)をする前に、地区の農業委員又は農業委員会事務局にご相談ください。



印西市賃借料情報

平成28年度に締結された賃貸借における賃貸借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

1 水田

地区	平均額	最高額	最低額	件数
印西	¥15,900	¥16,800	¥10,000	39
印旛	¥14,400	¥22,400	¥10,700	52
本埜	¥17,300	¥22,400	¥11,200	56

2 畑

地区	平均額	最高額	最低額	件数
印西	¥15,500	¥18,800	¥14,200	6
印旛	¥10,200	¥12,000	¥10,000	13
本埜	¥16,800	¥16,800	¥16,800	1

※ 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※ 水田の賃借料を物納としている場合は、60kgあたり11,200円に換算しています。

※ 昨年度まで行っていた、営農条件による「上・中・下」の区分を取りやめております。

平成29年度 農作業標準料金表

(千葉県農業会議設定)

作業種目	契約の別	標準賃金(円)	備考	
水田作業	1日	9,900	実労働時間8時間	
畑作業	1日	8,200	実労働時間8時間	
果樹収穫作業	1日	7,700	実労働時間8時間	
耕起	トラクター	10アール	5,800	
	耕運機	10アール	6,500	
代かき	トラクター	10アール	6,200	ドライブハロー使用
	耕運機	10アール	5,600	
畔塗り	トラクター	1メートル	35	
植付け	田植え機	10アール	7,300	稚苗植の額（苗費は含まない）
	歩行用田植え機	10アール	6,000	
刈取脱穀	コンバイン	10アール	17,200	
刈取	バインダー	10アール	7,900	
脱穀	ハーベスター	10アール	6,000	
乾燥調整	60kg	2,800	糶摺料金は640円	
育苗	1箱	790	稚苗（硬化苗）の額	

※ この標準料金は、農作業が円滑に行えるよう目安として設定されています。

※ お互いが話し合って納得の上行ってください。

※ 標準賃金の根拠は、千葉県農業会議「平成29年度地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金」による。

知らない
と
損する

農業者年金に 加入して 安心して豊かな老後を

目に見える
安心が大きくなる
担い手積立年金

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

ご存じですか？

農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

- 65歳の農業者年金受給者の平均余命は**男性22年(87歳)、女性27年(92歳)**
- 日本人の平均余命は**男性84歳、女性89歳**であり

農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。

こんなにかかる老後生活
(現金支出で年額約286万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で**月額約23~24万円**が必要です。
(総務省家計調査などより)

国民年金の支給額は

一人、月々約6万5千円
(40年加入の場合)
夫婦あわせて月額約13万円です。



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。

サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金(基礎年金)への上乗せがあります。(厚生年金のモデルケースでは月額22万1千円の年金額)

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金に加入すれば ~農業者年金の支給額の試算~

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		平均余命までの受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	63万円	1,628万円	1,713万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,080万円	1,137万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	640万円	673万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	285万円	300万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。受取総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の14年間(H27まで)の運用利回りの平均は、年率2.73%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成29年度は0.20%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農業者年金の内容及び相談については、農業委員会事務局(電話33-4707)、JA西印旛(電話48-2210)または農業者年金基金(電話03-3502-3199)にお問い合わせください。

編集委員
編集委員
編集委員
編集委員
編集委員
編集委員
編集委員長

服部 恵美子
松田 貞夫
丹谷 一男
篠田 英治
笠井 重夫
板橋 雅弘
富井 忠男

農業委員会だよりには、ご意見、ご要望、面白い話題がありましたら、農業委員又は農業委員会事務局までお寄せください。

編集後記



お申込みは、農業委員又は農業委員会事務局へ
購読料一ヶ月 七〇〇円

全国農業新聞

毎月25日(閉庁日の場合は、前日の開庁日)
▼事前審査会 毎月上旬
▼総会 毎月中旬

農業委員会への
申請締切り